

事案調書(戦略会議)

審議日 令和6年11月6日

案件名	(仮称)相模原市子育て応援条例の制定について						
所管	子ども・若者未来	局 区	部	子ども・若者政策	課	担当者	内線

事案概要	
<p>社会全体で子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望を叶えることができ、社会に温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会を実現するため、「(仮称)相模原市子育て応援条例」を制定する。</p>	

審議事項	<p>条例の制定について ・条例文案(前文、目的、定義、基本理念、市の責務、市民等の役割等)</p>
------	--

審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。
-----------------	--------------

事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が子育てに対する喜びをより実感することができる。 ・結婚、子育てを希望する市民の希望がかなえられ、少子化対策につながる。 ・市を挙げて子育て世代を応援する機運を高めることでシビックプライドの向上につながる。 					
	効果測定指標	子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合(現在、相模原市子ども・子育て会議で審議中)			施策番号	1・2	
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
	事業効果 年度目標	16%	26%	36%	46%	56%	67%

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9
実施内容	<p>市内調整</p> <p>● 庁議(1月)</p> <p>● 庁議(8月)</p> <p>● 部会(子ども文教委員会) へ説明(12月)</p> <p>● パブリックコメント (12月中旬)</p> <p>● 教育委員会に情報共有</p> <p>● 議会提案(3月)</p> <p>● 条例施行(4月)</p> <p>周知及び関連事業の実施</p>	<p>子ども・子育て会議への諮問・答申</p> <p>社会福祉審議会への意見聴取</p>				

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)		1,995	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
特財	国、県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源		1,995	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		1,995	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税收効果)								
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)						
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								
SDGs 関連ゴールに○								
	○							
							○	
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり		時期	令和6年12月	議会への情報提供	部会	令和6年12月
事前調整、検討経過等								
調整部局名等		調整内容・結果						
政策課		審議内容について説明済						
総務法制課		審議内容について説明済						
教育総務室		審議内容について説明済						
産業支援・雇用対策課		関連する内容について説明済						
人権男女共同参画課		関連する内容について説明済						
相模原市子ども・子育て支援事業推進会議(関係課長会議に相当)※		審議内容について説明済 令和6年3・4・5・6月の計4回実施						
調整会議		令和6年1月22日実施 条例の制定・検討体制・スケジュールについて審議し、原案を一部修正し、承認された。令和6年7月3日及び8月8日に実施。上記事項を審議し、原案を一部修正し、承認された。						
決定会議		令和6年8月14日及び10月16日に実施。上記事項を審議し、原案を一部修正し、承認された。						
戦略会議		令和6年10月23日に実施。上記事項を審議し、継続審議とされた。						
関係課長会議		令和6年8月1日実施(政策課、総務法制課、財政課)。7月3日に行われた調整会議にて指摘された事項について資料を修正し、再度調整を行った。						
備考	※こども・若者支援課、保育課、子育て給付課、こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所総務課、陽光園、高齢・障害者福祉課、高齢・障害者支援課、精神発達福祉センター、生活福祉課、健康増進課、学務課、学校教育課、青少年相談センター							

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(7/3)

【条例制定の背景について】

○(人事・給与課長)さがみはら子ども応援プランの成果指標について、平成30年の基準値から大幅に低下している原因は何か。

→(こども・若者政策課長)原因について分析しているが、明確な理由は分からない。コロナ禍における外出自粛などが大きく影響していると考ええる。

→(人事・給与課長)条例制定に合わせ、新たな施策を打ち出すという中で、神奈川県主催の事業にエントリーすることが新たな施策と言えるのか疑問が残る。また、「次期子ども・子育て支援事業計画」を3月末に策定することだが、条例に記されている「子育て世代応援計画」は別の計画となるのか。具体的な施策をどの計画でどのように位置付けるのか。

→(こども・若者政策課長)「子育て世代応援計画」を別の計画として策定するものではない。具体的な施策は「次期子ども・子育て支援事業計画」で位置付け、条例に資する事業であることを示していきたい。条例の表現については検討する。

→(人事・給与課長)「次期子ども・子育て支援事業計画」策定前に、条例を制定するのであれば、どのような施策を検討しているのか問われると考える。

○(緑区役所区政策課)説明資料5ページのアンケート結果について、結婚していない理由を複数回答可としていると考えるが、「結婚するにはまだ早い」「結婚する必要性を感じない」など、自分で主体的に結婚を選んでいる回答も上位を占めている中で、「めぐり会えない」だけを理由として条例を制定することに疑問が残る。

→(こども・若者政策課長)「めぐり会えない」を選択した人は、結婚を希望している人達であり、「いざれ結婚したい」と回答した人達も希望を持っている。この条例は、結婚を希望する人達を応援するものであるため、制定の背景として記している。結果として、希望しない人達が多いことも承知している。

→(緑区役所区政策課)特定の人達のために条例を制定するのか。理念条例に近いものであるが、全市民が享受し、子育てに繋がり、人口減社会に貢献するという遠因な部分はあると理解できるが、条例として制定する必要性が問われると考える。

【条例制定の目的、理由及び効果について】

○(総務法制課長)「こども基本法」や「こども大綱」がある中で、本市ならではの行政課題はどこにあるのかとともに、新たに条例として制定する理由について伺う。また、「子ども権利条例」にて、子育て家庭への支援が規定されているが、この条例との違いを確認したい。

→(こども・若者政策課長)さがみはら子ども応援プランでの成果指標である「子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合」の実績が低く、また、昨年度実施したアンケートでは「子どもを産み育てることを今の社会は十分に評価していると思うか。」に対して、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した方が5割から6割程度いる結果となり、課題であると捉えている。新たに制定する条例では、そのような方々や、これから結婚・子育てを希望する人達を応援していくことを目的とする。「子どもの権利条例」については、子どもを主体とした条例となっており、子ども目線の条例となっている。

→(総務法制課長)本市ならではの特化した課題という認識で良いのか。

→(こども・若者政策課長)特化した課題であるかどうかまでは把握できていない。本市として、そのような人達を応援することが重要であると考ええる。

→(総務法制課長)重要であることは承知している。なぜ重要なのか説明が必要である。そのためにも、課題を明確にし、どのような手段で解決していくのか、条例を制定する意味や理由を示していきたい。

→(こども・若者政策課担当課長)少子化対策は全国において取り組んでいる課題であり、自治体ごとに特色があり、条例もその1つである。本市でも「子育てするなら相模原」を打ち出している中で、子どもがいる世帯だけではなく、結婚したい・子育てしたいという希望も含めて、応援し施策に取り組むことがポイントとなっている。また、本市は大学卒業を機に転出する若者が多くいるため、条例を制定し結婚を望むものを支援することで、転出抑制やシティブロモーションにもつながるものと考ええる。

○(人事・給与課長)子ども・子育て会議の意見にもあったが、条例名にある「エール」という言葉について、説明では「応援」という言葉を使っているのに、「エール」にこだわる意図はあるのか。

→(こども・若者政策課長)漢字で表記するよりカタカナを使用した方が、周知等を図っていく中でも目立つ言葉であると考ええる。

→(人事・給与課長)「エール」という言葉では、一方的な印象があり、市が支援していくイメージが湧いてこない。

【条例の構成・概要について】

○(総務法制課長)この案件については新規条例となるため、各条文の確認が必要である。条例(案)を参考資料としてではなく、各条文の内容が分かるよう、説明資料に追記していただきたい。

○(財政課長)各種施策との連携が図られた上で、この定義となっているのか。今後、計画を策定し様々な施策を展開していくということだが、計画の内容と定義が一致しているものなのか。

→(こども・若者政策課担当課長)子どもが18歳未満であることは一般的な定義であるが、若者を40歳未満としていることについては、こども大綱において若者が示され、自立できない引きこもりの方が増えてきた背景も踏まえ、支援の対象に含めた経過がある。

→(財政課長)施策と連動させていくことで良いか。

→(こども・若者政策課長)そのとおりである。20代・30代を応援するものとなっている。

<p style="text-align: center;">つづき 調整会議の 主な議論 (7/3)</p>	<p>【条例における主体の整理について】</p> <p>○(総務法制課長)条例の定義について、子育て世代は「結婚又は子育てすることを希望する者及び現に子ども又は若者を監護する者」としている中で、若者は「18歳以上、40歳未満の者」としているが、例えば、39歳を監護している保護者も対象となるのか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)条例の対象となる。</p> <p>→(経営監理課長)国の定義と同じであれば構わないが、条例名とイメージする定義が異なっている印象がある。また、一般的な認識とずれている部分があるため、広く市民の方が理解できる内容なのかという印象もある。</p> <p>→(総務法制課長)めぐり会いがないことに対するマッチング事業や、収入が少ないことに対する経済的な支援など、そのようなことも条例に盛り込んでいくのではないかと。一方で、「めぐり会いがない」という部分は人権に配慮しなければならない事項であり、説明資料P11に記載されている「本市の少子化の実態について分析している中で、結婚した方はだいたい子どもを持つ傾向にある」は非常にデリケートな内容のため、表現に気をつけていただきたい。</p> <p>→(こども・若者政策課長)表現については検討する。個人の価値観が前提にある中で、あくまでも希望する意思表示がある人達をしっかりと応援していくことはゆるがない部分である。</p> <p>→(総務法制課長)結婚の定義である「婚姻及び互いを人生のパートナーとして協力しながら継続的に日常生活をともにし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性的自認を有する2人の者の関係」は、パートナーシップ制度を示していると考えているが、パートナーの1人に子どもがいた場合、ファミリーシップ制度に関連してくる。本市として、まだ認めていない内容となるため、条例の制定にあたり、市民局と調整願いたい。</p> <p>→(こども・若者政策課長)対象にしたいと考えるため、市民局と調整する。</p> <p>○(財政課長)説明資料8ページの主体の整理について、0歳から17歳の欄に「希望しない者」「監護していない」と記していることに違和感がある。</p> <p>→(こども・若者政策課長)希望する人達だけを応援する趣旨を分かりやすくするための表現であったが修正する。</p> <p>【条例制定後の取組について】</p> <p>○(総務法制課長)条例制定後の取組について、具体的な施策として「神奈川県主催 恋カナ！プロジェクトへのエントリー」や「ストラップやシール等、応援する気持ちの見える化」だけでは足りないと思う。また、条例内に具体的な施策の記載がない。近年制定した条例では、責務とともに、具体的な仕組みや施策が謳われている。この条例においても具体的な内容を記載する必要があると考える。</p> <p>【制定までのスケジュールについて】</p> <p>○(経営監理課長)「次期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は何年か。</p> <p>→(こども・若者政策課長)5年間となっている。</p> <p>→(経営監理課長)計画期間中、記した事業は変わらないということなのか。社会情勢の変化に適宜対応できるのか。理屈を整理していただきたい。</p> <p>→(こども・若者政策課長)基本的には変わらない。</p> <p>→(経営監理課長)条例の施行日は1月、「次期子ども・子育て支援事業計画」の策定は3月末としているが、条例を1月に施行する理由について伺う。</p> <p>→(こども・若者政策課長)条例の理念に基づいた施策を計画に反映させるためである。</p> <p>→(経営監理課長)計画に定める施策は、令和7年度当初予算で要求するのか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)その考えでいる。</p> <p>→(経営監理課長)計画に盛り込む施策の審議を並行して進めている中で、予算要求とスケジュールとの整合性が見えてこない。</p> <p>→(こども・若者政策課長)本年度は、広報等に関する予算を確保している。今後、施策を検討する中で、補正予算での要求も検討している。</p> <p>【その他】</p> <p>○(政策課長)新規事業として何か打ち出すのであれば、8月までに庁議を完了させる必要がある。他の条例では、条例の制定とそれに伴う事業がセットで提案されている。条例制定に伴う具体的な施策で、課題とされている内容を解決することができるのか。もう少し取り組む項目を具体的に記載するべきである。また、先ほど「39歳を監護している保護者も対象とする」との説明があったが、現在検討している施策で課題を解決することができるのか。この条例が自立までを対象とするものでなければ、対象とすべきではないし、条例が何を狙っているのか明確になっていないため、このような議論になってしまう。児童福祉法でいう18歳未満の子ども育てる家族と、39歳未満の自立が難しい家族を、同じ条例で扱うということであるが、あきらかに必要な施策の展開が異なるため、対象とすることは構わないと考えるが、整理する必要があるのではないかと。</p> <p>○(政策課長)様々な意見等があったため、「本市にとっての条例制定の必要性とその課題の整理」「説明資料へ条文(案)を追記」「課題解決に向けた施策の記載。新規事業を実施するものがあれば、条例とセットにして付議」「答申を参考資料として添付」「ファミリーシップ制度について市民局との調整」をお願いしたい。なお、庁議の前に、関係課長打合せ会議を開催することが望ましいと考える。</p> <p><<継続審議とする。>></p>
---	---

<p>調整会議の 主な議論 (8/8)</p>	<p>【本市の現状と課題について】 ○(人事・給与課長)本市の現状と課題について、他市との比較を記載しているが、例えば、2015年以前のデータが一部無いことや、熊本市・大阪市・浜松市と比較している理由を明記するとわかりやすいと考える。 ○(政策課長)本市の現状と課題について、「子育て応援」としている中で、子育てに関する現状・課題ではなく、結婚に関する現状・課題が先に示されている。本課の少子化対策で提示している根拠なども加え、KPIを見据えた現状・課題の整理を行っていただきたい。</p> <p>【条例の概要について】 ○(財政課長)「9 計画」と「10 子育て世代への応援に関する施策」の構成順が逆ではないかと考える。また、計画は「市長は」となっており、「施策」は「市は」となっているため、改めて確認いただきたい。 →(こども・若者政策課長)確認する。 ○(経営監理課長)「子育て世代」の定義に位置付けられている「結婚を希望する者たち」について、この定義を踏まえた上で条文全体を見ると疑問に感じる点がいくつかある。例えば、結婚を希望する者に対する施策は、次期計画に含めていくのか。 →(こども・若者政策課長)次期計画に含めていく考えである。 →(経営監理課長)国の法律において、結婚支援は想定されているのか。 →(こども・若者政策課長)想定している。 →(経営監理課長)議会の答弁において、結婚支援について何かしら述べているのか。 →(こども・若者政策課長)「結婚は個人の自由な意思の下で行われるものであり、行政の直接的な関わり方は慎重に捉えるべきもの」と答弁した経過がある。 →(経営監理課長)今回の条例に結婚を含めた経過について改めて伺う。 →(こども・若者政策課長)子育てを希望する方の中には、これから子どもを持つことを考えている人もいれば、これから結婚を考える人もいるため、そのような方々も応援していきたいと考え、結婚を含めた。 →(経営監理課長)例えば、未婚率が高い原因として、経済的な負担、市の支援策が不足している、雇用環境が整っていない等の原因が考えられるが、分析はできているのか。根拠を踏まえた上で条例を制定し、具体的な施策を実施することが紐づいていないとおかしい。そこが整理されていない中で、市民へ役割が伝わるのか。 →(こども・若者政策課長)結婚しない理由について、国の調査では「適当な相手にめぐりあわない」が最も多く、市のアンケート結果でも同様であった。理由は様々であると考えているが、今の若者の兆候であると捉えている。また、「めぐりあわない」ことに対する対応についても国で調査も行っており、「何もしていない」が最も多い回答だった。 →(経営監理課長)この条例を結婚を希望する者の視点で見た時、非常に弱いと感じる。「結婚」は重要な要素であるが、言葉だけで濁しているように感じる。 →(こども・若者政策課長)条例は、実際に子育てする人を応援することを主としており、その中で、結婚を希望する人や、これから子育てを希望する人も応援していくという形である。説明資料から見えづらい部分があるため整理する。 →(経営監理課長)この条例が目指すところの目的は、子育て環境を充実させ、そのような社会が実現することで、結婚をして子どもを産み育てたいことにつながるのであれば、直接的に改善すべき点は結婚支援ではなく、子育て環境の改善を目指すべきでは。それとも、2つの取組を進めていくのか。 →(こども・若者政策課長)子育てする人達への支援が、これから子どもを持ちたいと思う方への影響があることは間違いなく、国もその点に注力し、少子化対策に取り組んできた。また、結婚は価値観に触る部分ではあるが、国が結婚支援に取り組むことについては、こども大綱、こども基本法、こども未来戦略の中でも明確にしている。 →(経営監理課長)当初、条例名に「結婚」を入れていたが、除くことの是非について様々な課題と意見はあるが、条文内の定義の中でほかされていて、「結婚」が言葉として見えてこない。 →(こども・若者政策課長)例えば、街中で赤ちゃんが泣いているときに冷たい目で見られたなど、先ずは、そういった方々を温かく見守る社会となるよう改善を図っていきたいが、それだけでは、前回の調整会議でも指摘があったよう、理念条例となり、課題解決にはつながらないため、1つの項目として結婚を希望する人を応援していくことも含めた。子育て世帯を社会全体で温かく見守り、生活の中で子育てする人の笑顔が溢れるような形にしていきたい。 →(経営監理課長)そのような説明の中で、定義の中に「結婚を希望する者たち」を本当に含める必要があるのか。違う形で付記した方が市民にとってもわかりやすいのではないかと。 →(こども・若者政策課長)結婚について、政策として取り組むことは間違いのないことで、重要な要素である。しかし、結婚は価値観に触る部分のため、どう見せていくのか、どう伝えていくのか、施策として何をしなければならぬのか、バランスを取りながら進めていく必要があると考える。 →(経営監理課長)わかりやすさと、何を狙っているのか、一見してわかりづらい。定義以降の条文を見ても、「結婚」というところが読み取れない。また、「結婚を希望する者」と「子育てする者」が同等に読み取れない。定義として、「結婚」と「子育て」を一緒にしているからではないか。 ○(経営監理課長)定義について、やはり疑義を感じるため、改めて局内で検討いただきたい。また、結婚を希望する者への支援について、学び・育ちの施設等関係者の役割とは整合しないのではないかと考えるため、その他の役割も含め再度検討いただきたい。さらに、計画と子育て世代への応援に関する施策の条例への表記について、両方記載する必要があるので、改めて確認いただきたい。 →(こども・若者政策課長)確認し整理させていただく。</p>
---------------------------------	--

<p>つづき 調整会議の 主な議論 (8/8)</p>	<p>【条例制定後の取組について】 (財政課長)令和7年度から実施予定の事業について、予算要求の状況について伺う。 →(こども・若者政策課長)単年度要因での要求は行っていない。今回の庁議結果を踏まえ要求したいと考えるため、改めて相談させていただきたい。なお、現に子育て中の方への施策については、所管課において取り組んでいる事業であり、今回の条例と関連させることについて調整済である。 →(財政課長)気運醸成を図る事業については、今年度に取り組む事業という認識で良いか。 →(こども・若者政策課長)キャラクターカートの導入については検討段階であるが、他の事業については、条例施行後に実施する事業である。 ○(人事・給与課長)「(仮称)婚活 !さがみはラブ」について、市内在住の男女を対象に、保育園での子育て疑似体験と一緒にレジャースポット等を周るようなイメージで良いのか。 →(こども・若者政策課長)そのとおりである。民間事業所でも同様の事業を実施している例はあるが、登録や参加等にそれなりの費用がかかる。本市独自の事業として展開していきたいと考える。 →(人事・給与課長)実施にあたり、参加者数や回数などに想定はあるのか。 →(こども・若者政策課長)30～40歳を対象に、男女で計20人以内、年3回の開催を想定している。 →(人事・給与課長)「出会い・結婚・移住定住促進事業」と記載しているが、「結婚」と「移住定住促進」を合わせることに違和感があるため、表現を検討いただきたい。 ○(中央区区政策課長)庁舎にキャラクターカートを導入することについて、具体的な場所は想定しているのか。 →(こども・若者政策課長)台数や設置場所等については検討中である。 →(財政課長)予算要求のタイミングと立て付けはどのように考えているのか。 →(政策課長)記載されている施策以外にも、例えば、庁内にベビーベットの設置するなど、様々な発想が出てくると考える。決定会議までに改めて方針を加えていただき、事業の具体的な内容は、関係課長打合せ会議等で整理し、予算要求に間に合わせる。また、施策の中には、少子化対策に関連するものもあるため、本課と調整していく。 ○(政策課長)見合婚、恋愛婚の推移について、結婚相談所等の民間事業所が作成したものか。 →(こども・若者政策課長)民間事業所ではなく、こども家庭庁の資料から抜粋したものである。 →(政策課長)この推移はどのような結果からとりまとめたものなのかわからない。例えば、アンケート結果をとりまとめたものなのか、何かしらの実績値から算出したものなのか。数値と説明内容の整合が図れているのか改めて確認いただきたい。 →(こども・若者政策課長)設問も含め確認する。 ○(シティプロモーション戦略課長)シティプロモーションブックの更新が、「現に子育て中の方への施策」に位置付けられているが、「子育てを楽しんでいる人の紹介」は気運醸成につながる取組と考える。 →(こども・若者政策課長)位置付けを変更する。</p> <p>【制定までのスケジュールについて】 ○(総務法制課長)パブリックコメントについて、他の案件では9月中旬から実施するものもあるが、この条例は10月からということによいのか。意見等への対応を踏まえると、9月から実施することが良いと考えるため、検討いただきたい。 また、「次期子育て・子ども支援事業計画」について、12月の部会で説明する中で、条例の議決は12月末になる予定である。次期計画は条例に基づくものではないということだが、部会での説明には留意いただきたい。 ○(経営監理課長)1月1日施行としているが、公布期間を設けなくてもよいのか。 →(総務法制課長)規制やルールを設けているものではないため、1月1日施行と考える。</p> <p>【諮問・答申について】 ○(総務法制課長)今回示している条例は、子ども・子育て会議の答申から内容がだいぶ変わっている。会議への説明予定について伺う。 →(こども・若者政策課長)8月19日(月)に会議が開催されるため、変更点も含め、丁寧な説明を行っていく。</p> <p><<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>></p>
---	---

<p>決定会議の 主な議論 (8/14)</p>	<p>【条例の概要について】 ○(総合政策・地方創生担当部長)子どもの定義について、次期計画の対象者は「高校3年生まで」と認識しているが、条例は「18歳未満の者」となっている。子ども・子育て支援法は、高校生までを対象としているため、年齢で区切ることに違和感がある。 →(こども・若者政策課長)子どもの定義については、これまでの検討の中で、成人未満に定めた方が子育て世代への応援に結び付くと考え、わかりやすい表現として考えたものである。 →(総合政策・地方創生担当部長)既に条例を制定している他市も同様の扱いか。 →(こども・若者政策課長)他市の条例については、本市の権利条例に近い内容となっており、18歳未満となっている。 →(総合政策・地方創生担当部長)子育て支援と言った場合、高校生も含まれるのではないか。定義を子ども・子育て支援法に合わせる方がよいと考える。 →(財政局長)小児医療については、高校3年生までを対象としている。同じ理念にしないと整合が図れないのではないか。条例の対象者を18歳到達までの3月31日までとするものではないのか。 →(こども・若者政策課長)高校生も対象とする考えである。定義については改めて検討する。 ○(総務法制課長)子育て世代の定義について、調整会議時は、「結婚又は子育てすることを希望する者」が含まれていたが、事業者や施設管理者が結婚を応援することに違和感があるとの議論があり、削除されたことについては承知した。一方で「子育てすることを希望する者」を削除されたが、説明にもあった「不妊治療時の休暇や出産時の立会休暇が取得しやすくなる」や、「マタニティマークを付けている方へ席を譲る」なども応援の対象にしていくと考えているのであれば、「子育てすることを希望する者」を子育て世代の定義に含めてもよいのではないか。 →(こども・若者政策課長)そのような内容も条例の対象に含める予定である。定義を修正する。 →(財政局長)表現には注意が必要であるが、「子育てすることを希望する者」を定義に追記することで、「結婚を希望する者」もその枠内で捉えることができるのではないか。 →(総務局長)「結婚してから子育てする」という流れ以外の人もいるため、限定的な表現にならないようにすべきである。 ○(総務法制課長)基本理念について、調整会議時は「(3)誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、結婚や子育ての在り方や価値観の多様性を認め、尊重することを旨として実施することとします。」とし、ジェンダーアイデンティティに関する内容が記載されていたが、今回削除されている。どのような経過があったのか。 →(こども・若者政策課長)憲法上の「婚姻」は男女と定められており、条例がその内容を超える書きぶりで位置付けることは難しいと考え削除した。しかし、一人ひとりの価値観を大事にしていかなければならないと考え、表現を変更したものである。 →(総務法制課長)この部分については、非常に重要な内容である。調整会議時は、元々の記載内容で承認したものであり、違う形で提案されることはいかなるのかと考える。 →(総務局長)考え方を変えず、表現を修正したということか。 →(こども・若者政策課長)定義等については、調整会議時に様々なご意見をいただき、子育て世代の定義を整理していく中で表現を改めた。 →(市長公室長)端的に捉えると「多様性」という表現を削除したということか。 →(こども・若者政策課長)条文を「個人の意思を尊重する」という表現に改め、全ての意味を含ませた。1人ひとりの考え方を尊重していくことを前提に、様々な取組を進めていく。 →(市長公室長)「結婚や子育ての在り方や価値観の多様性を認め」という部分を、憲法の表現に近い「個人の意思を尊重する」という表現へ変更したことについて、理由を確認したい。 →(こども・若者政策課長)子育て世代への応援を、価値観や多様性を踏まえた形で行うこととしていたが、「多様性を認め」と直接的に表現してしまうと、調整会議で議論となった「ファミリーシップ制度」との整理が必要となり、結論として、結婚を希望していない者に対する配慮という意味を含め「個人の意思を尊重する」という書きぶりに留めた。 →(市長公室長)ジェンダーアイデンティティや性的思考に基づく結婚を認めるかどうか、大きな焦点になるのではないかと懸念があり、今回の表現に改めた。 →(こども・若者政策課長)「ファミリーシップ制度を認める」と同じ抵触が起きるのではないかと懸念があり、今回の表現に改めた。 →(総務局長)そのような人達の希望にも沿って取り組むものではないのか。 →(こども・若者政策課長)パートナーシップで子どもを持つ方も、子育てのみを希望する方も応援していく考えである。ただし、条例の中で、価値観に触れる部分を直接表現することは難しいと考え、表現を改めた。 →(市長公室長)市民局との調整結果について伺う。 →(こども・若者政策課長)意見等を伺ったが、局内の判断で現在の表現とした。</p>
----------------------------------	---

<p>つづき 決定会議の 主な議論 (8/14)</p>	<p>【条例制定後の取組について】 ○(市長公室長)令和6年1月1日に条例を施行する理由について伺う。 →(こども・若者政策課長)令和6年3月に「次期子ども・子育て支援事業計画」の策定を予定しており、条例に紐づく事業を掲載することから、1月1日の施行を目指している。 →(総務局長)令和7年度に取り組む施策について、当初予算の考え方はどのようなものか。 →(こども・若者政策課長)庁議結果を踏まえ、今後、財政課と調整を進める予定である。 →(総務局長)様々な施策を検討している中で、1月1日に条例を施行するのであれば、令和6年度内に予算が反映されていないことは不自然であると考え。そのことに対して答えがないようであれば、早急に調整を進めるべきである。また、子育て施策は庁内横断的に取り組んでいるものと認識しているが、条例の推進体制は、既存の会議体を活用するのか、それとも別の会議体を設置するのか。 →(こども・若者政策課長)既に会議体があり、そこで進行管理を行う予定である。 →(総務局長)最近、不妊治療を受ける方が増加していると聞く。医療面に対する支援等について、考え方の中で触れられていないが、経済的負担の軽減として、子どもが生まれるまでの支援は含まれているものなのか。条例の施行により、期待値が高まるのではないかと。 →(こども・若者政策課長)市の責務として、具体的な施策をこれから詰めていくが、検討していく上での1つの材料であると捉えている。また、不妊治療については、現在保険適用となっており、それ以上の支援は、別の議論が必要である。 →(総務局長)条例を提案した場合、具体的な施策について整理が必要である。事業の拡充なのか、新しい取組なのか、継続なのか、事業全体として、こども・若者未来局以外の要素も含める必要があるのではないかと考える。 ○(財政局長)条例の施行に合わせた補正予算は要求しないのか。条例の理念に基づき、前出しして取り組むべき施策は整理されているのか。 →(こども・若者政策課長)まだ整理ができていない。 →(財政局長)補正予算についてはタイトなスケジュールとなる。1月1日の施行を目指すのであれば、推進体制を活用し、こども・若者未来局だけ判断するのではなく、他局の意見も踏まえることが必要ではないかと考える。 →(財政局長)説明資料P19は子育て世代への施策であるが、P24は結婚を希望する者への施策という理解でよいか。 →(こども・若者政策課長)そのとおりである。 →(財政局長)結婚を希望する者への施策は現計予算か。 →(こども・若者政策課長)「(仮称)婚活！さがみはラブ」については、条例制定後、新たな取組として立ち上げる施策であるが、詳細な内容についてこれから検討する。 →(財政局長)金額が記載されているものとされていないものがあり、規模感が掴めない。 →(こども・若者政策課長)個々の事業費の算出はこれからである。 →(財政局長)条例名については、この名称という理解でよいか。 →(こども・若者政策課長)調整会議から名称を変更しており、市長等へ改めて報告し確認する。</p> <p>【制定までのスケジュールについて】 ○(財政局長)次期計画のパブリックコメントはいつ頃を予定しているのか。 →(こども・若者政策課担当課長)次期計画は、12月の部会で説明し、その直後にパブリックコメントを予定している。 →(財政局長)例えば、条例を同時期に実施することはできないのか。 →(こども・若者政策課担当課長)条例の施行を4月とすれば、同時期に実施することは可能である。 →(市長公室長)次期計画は庁議に諮るのか。 →(こども・若者政策課担当課長)10月頃に諮る予定である。 →(総務局長)条例と次期計画がどのように関連するのかが不透明である。今の状況では未調整な部分が多々あり、今後予定される部会等での説明に対応できる熟度になっていないのではないかと考える。</p> <p>【諮問・答申について】 ○(総合政策・地方創生担当部長)答申の内容から大幅に変わっているが、ジェンダーについて意見はあったのか。 →(こども・若者政策課長)審議会からジェンダーに関する意見が出ており、「多様性や個人の価値観があるため、そのことも考えながら検討していただきたい」との答申をいただいた。庁内での調整により表現等を変更することがある旨を事前にお伝えしているが、今月審議会が予定されているため、経緯等を丁寧に説明していく。</p> <p><<継続審議とする。>></p>
--	--

<p>決定会議の 主な議論 (10/16)</p>	<p>【条例の概要について】 ○(総合政策・地方創生担当部長)「子育て世代」の定義について、「子育てすることを希望する者たち」と「現に子どもを監護する者たち」と表現を使い分ける理由はあるのか。言い回しを合わせるのであれば、「現に子どもを監護する者たち」を「子育てしている者たち」という表現でも良いと考える。 →(こども・若者政策課長)表現については改めて検討する。 →(総合政策・地方創生担当部長)基本理念「2(2)市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が連携するとともに、その取組について関心と理解を深め、社会全体で推進することとします。」について、誰に対して関心と理解を深め、何を社会全体で推進することとしているのか。 →(こども・若者政策課長)条文に記載のとおり「市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者」を対象とし、子育て世代を見守ることを社会全体で推進するものである。 →(総合政策・地方創生担当部長)市も対象なのか。 →(こども・若者政策課長)責務はあるが、関心と理解を深める対象ではない。 →(総合政策・地方創生担当部長)「子育て世代」には「希望する者たち」も含まれているが、例えば、市の責務の条文において、「希望する者たち」も対象としている中で、「子育て世代への応援」「希望する者たちへの支援」と言い回しを変えているが、表現が正しいのか再度確認いただきたい →(こども・若者政策課長)確認させていただく。</p> <p><<原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の結果を踏まえ、資料を一部修正すること。>></p>
-----------------------------------	---

<p>戦略会議の 主な議論 (10/23)</p>	<p>【本市の課題について】 ○(教育長)本市の課題について、「現在の子育て世代は「子育てをしにくい」と感じている」とあり、その解決策として「社会全体で子育て世代を応援する機運醸成が必要」と結び付けているが、その間として「何故、子育てをしにくいと感じているのか」という視点がある。条例の前文に経済的な問題や意識の変化などの記載はあるが、日本社会が変化し続ける中で、子育てに対して魅力を感じなくなっているのではないかと考える。特に、学校分野においては、学校に様々なことが求められており、親としての子育てというよりは、全て他人に任せているように感じる。社会全体で子育てを応援し機運を高めていくには、経済的な支援もあるが、意識を変えていく取組を行わなければ、本市の出生数はさらに減少していく。そのような部分がかかるような表現していただきたい。 →(こども・若者未来局長)子育てを楽しめる環境づくりについて検討させていただく。</p> <p>【条例制定の目的、理由及び効果について】 ○(市長)今回の条例と平成27年4月に制定した「相模原市子どもの権利条例」との棲み分けについて確認したい。 →(こども・若者未来局長)「相模原市子どもの権利条例」については、子ども自身が意見を言える場がなく、選挙権も無く、家庭においても親の意見が優先されていた中で、子どもの声を権利として認めるものとなった。また、児童虐待の防止や、或いは、各種施策について子どもの利益を考えるものとなり、子ども中心の目線を置くことが、条例の主な目的となっている。「子育て応援条例」については、子育てをしている人達や結婚を希望する若者世代などを対象に、市全体として支えていくことを目的としている。 ○(奈良副市長)なぜ、このタイミングで条例を制定するのか、本日の説明だけでは伝わってこない。子育てや結婚を希望する者の感覚と条例が本当に合致しているのか。昨年6月の定例会議における代表質問では「子育てすることの楽しさを感じてもらえるような条例を制定する。」と市長が答弁しているが、この想いが条例のどこに盛り込まれているのか。子育て世代が求めているのは条例の制定ではなく、条例に基づき実施される施策の内容ではないか。やはり、条例だけではなく、参考資料の施策と組み合わせた議論が必要である。 →(こども・若者未来局長)機運醸成の必要性について、例えば受動喫煙防止は、たばこに対する意識を変えていくとともに、職場などでたばこを吸えない環境となった。これは、社会の意識を変えたことで、日々の生活において目に見える形となった結果である。考え方をそれを実際に具現化する施策の両輪でないとい、当事者の方々に訴求できない。指摘を踏まえ、庁内での調整を進めさせていただく。 ○(中央区長)奈良副市長からも発言があったように、本市としてなぜ条例を制定するのか、どの部分に本市としてのオリジナリティがあるのか、本市の課題意識が条例のどこに表れているのか、本市の動機をもっと強く出してもよいと考える。</p> <p>【教育委員会との連携について】 ○(市長)説明資料9・16・19ページに「学び・育ちの施設等関係者」と記載されているが、「教育委員会」という言葉がない。子育てにおいては、教育委員会の果たす役割も大きく、こども・若者未来局と教育委員会の連携は非常に重要である。市の責務を十分に定めるとともに、教育委員会が子育て支援に果たす責務も条例に盛り込む必要があるのではないかと。 →(こども・若者未来局長)「市」という言葉で包括的に表現している。また、「学び・育ちの施設等関係者」の定義において、小学校・中学校を位置付けている。 →(教育長)市の執行機関である教育委員会が、条例上の「市」に含まれているという認識でよいか。 →(こども・若者未来局長)そのとおりである。現に子育てをしている人達と、子育て・結婚を希望する人達を対象とした施策を今後展開していく中で、教育委員会という立場でどのような取組ができるのかを検討した際、少しずつできてしまう懸念があった。 →(市長)教育委員会が包含されているということだが、この条例を議論していく中で、もう少し教育委員会との対話が必要だったのではないかと。 →(こども・若者未来局長)不登校児童対策や虐待があった際の対応など、教育委員会との関わりがあり、広い意味での子育てに取り組んでいる。そのような取組があるからこそ、条例の制定においても連携が必要であることは認識している。 →(市長)参考として説明のあった令和7年度の取組に「不登校児童生徒の居場所の確保」との記載もあることから、教育委員会との連携が何かあってもよいのではないかと。 ○(石井副市長)教育委員会について、市長と同意見である。条例制定の目的は、子育てが安心してできる社会づくりをするということであり、そのためには、教育委員会にも役割があるはずである。学校現場であれば、子どもと学校との関係の中で語られるべきものが多いが、教育委員会が子育てをしている保護者や社会環境に対して、どういふことができるのか盛り込むべきだと考える。1つのイメージとして、説明資料9ページの「条例のイメージ」に、教育委員会を市と同様に位置付けるではないか。そのような精神を持って条例を作らなければならない。あくまでも教育委員会は市長から独立した機関であるため、教育委員会とよく議論していただきたい。 →(こども・若者未来局長)教育委員会とは各論的な議論のみとなっていたため、そもそもの位置付けについて改めて調整させていただく。 →(大川副市長)関係課長打合せ会議等において教育委員会も出席しているため、議論をしていないわけではないが、指摘があった部分については、教育委員会と再度調整していただきたい。 ○(市長)教育委員会の役割をもう少し議論していただきたい。</p>
-----------------------------------	---

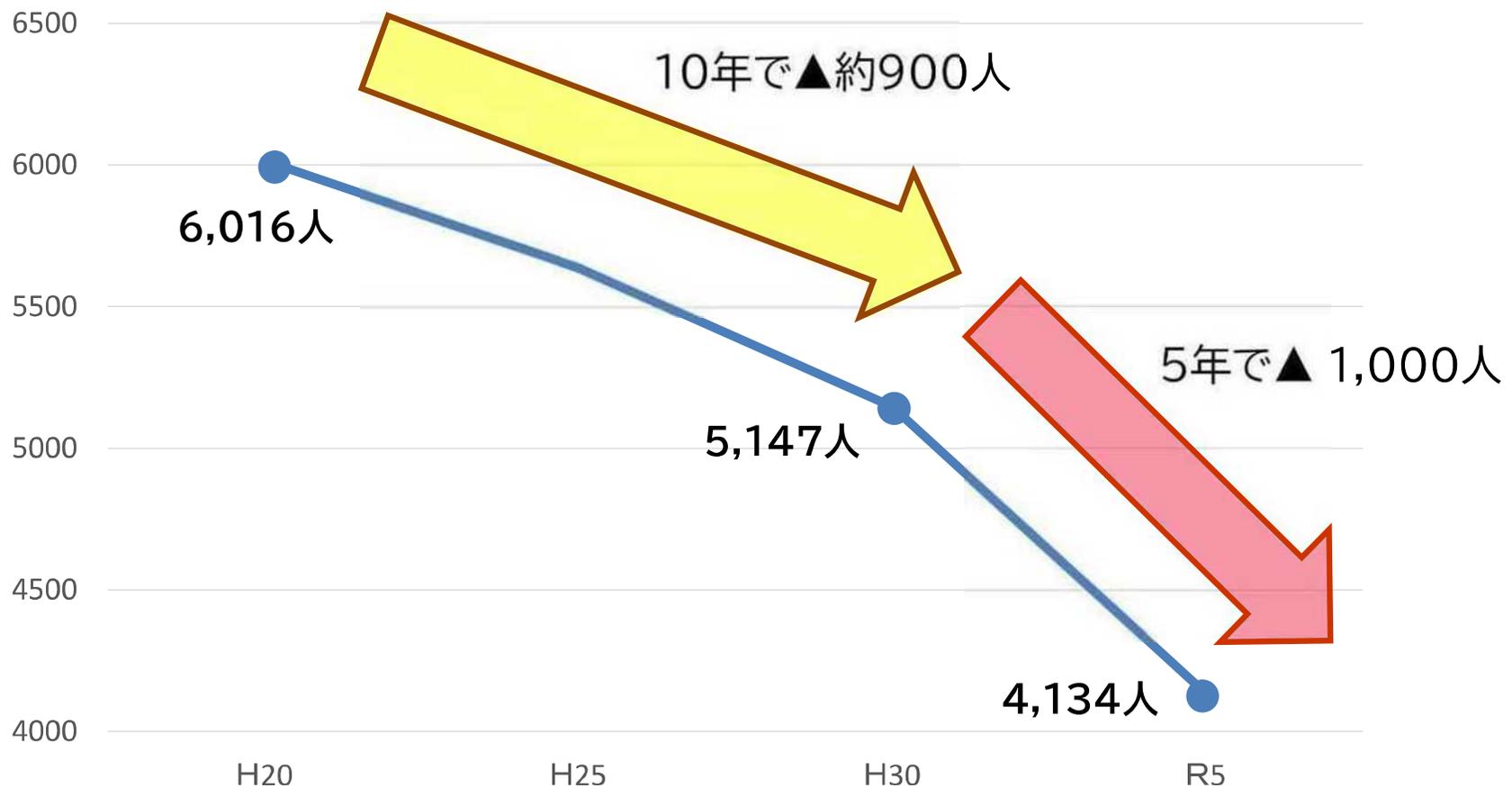
<p>つづき 戦略会議の 主な議論 (10/23)</p>	<p>【諮問・答申について】 ○(大川副市長)条例の制定にあたり、審議会へ諮問し答申をいただいているが、答申から変更した点について何う。 →(こども・若者政策課長)審議会から「結婚や子育てに関しては多様な価値観があり、市が強制するものではない」との意見を頂いたため、基本理念に「1 子育て世代の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め尊重します。」という条文を新たに加えた。また、子どもの定義を「成長の過程にある者」としていたが、例えば、独立していない50代の子どもを監護する80代の保護者も支援の対象とするのかといった議論があったため、「子ども」や「子育て世代」の定義を明確にしたことが大きな変更点である。なお、答申からの主旨は変更していない。</p> <p><<継続審議とする。>></p>
---	---

（仮称）相模原市子育て応援条例の制定について

こども・若者未来局 こども・若者政策課

1. 子育てをめぐる本市の状況

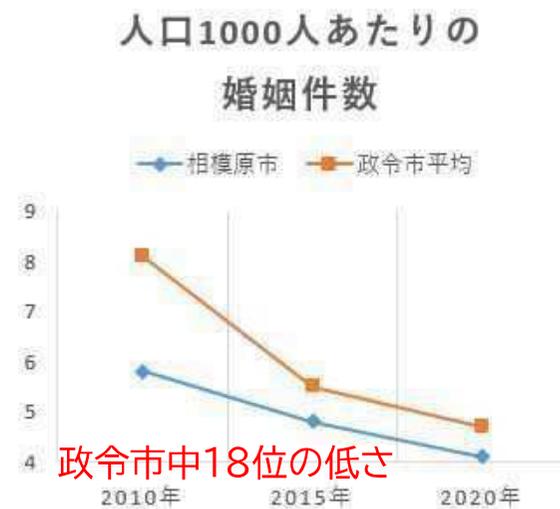
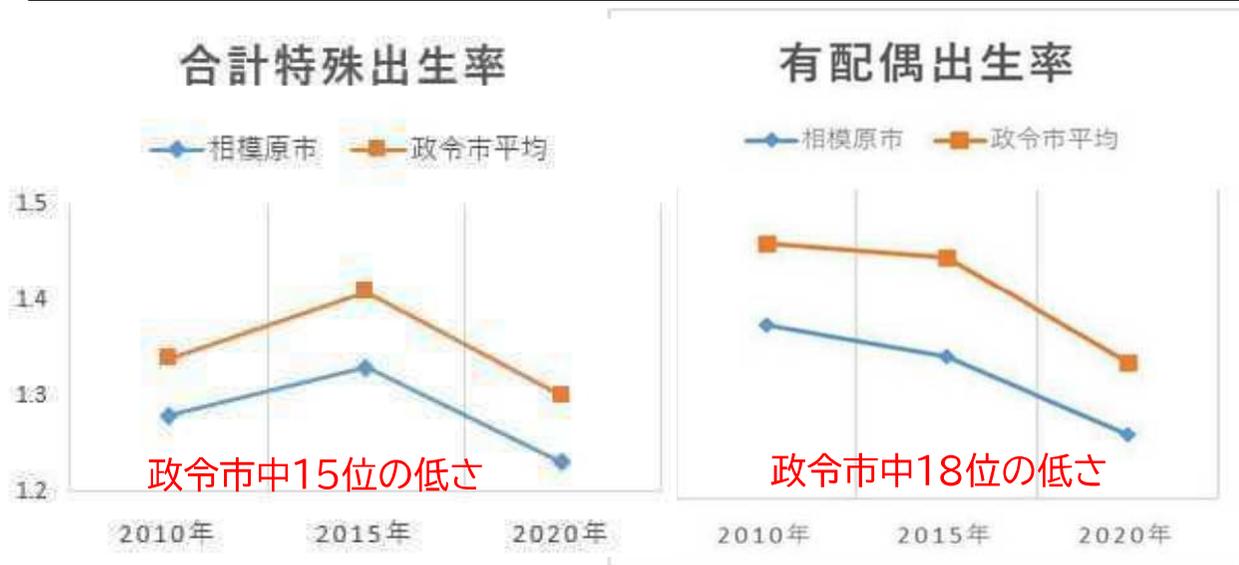
- **本市の出生数は急激に減少**しており、令和5年に生まれた子どもの数は約4,100人。
- 更に、**少子化のスピードが加速**している。
 - H20（2008年）→ H30（2018年）で▲ 869人、
 - H30（2018年）→ R5（2023年）で▲1,010人



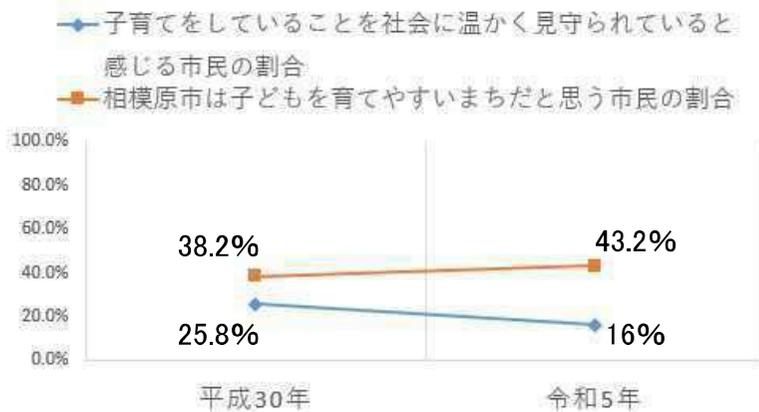
(出所:相模原市 住民基本台帳)

1. 子育てをめぐる本市の状況

- 合計特殊出生率、有配偶出生率、人口1,000人当たりの婚姻件数は、いずれも、**政令指定都市の中で低位に位置**している。
- 市民アンケートの結果を見ると、**本市を子育てしやすいと思う割合は4割、社会に温かく見守られていると感じる割合は1割強**にとどまっている。



出所: 内閣官房「地域少子化・働き方指標」



出所: 本市アンケート調査 n=584

(参考) 令和5年少子化対策検討会議資料 (出生に関する指標)

○ 令和5年度少子化対策検討会議資料から、本市は「県内市町村」との比較では上回る指標もあるが、**「指定都市」、「子育てしやすいまち」との比較では厳しい状況**となっている。

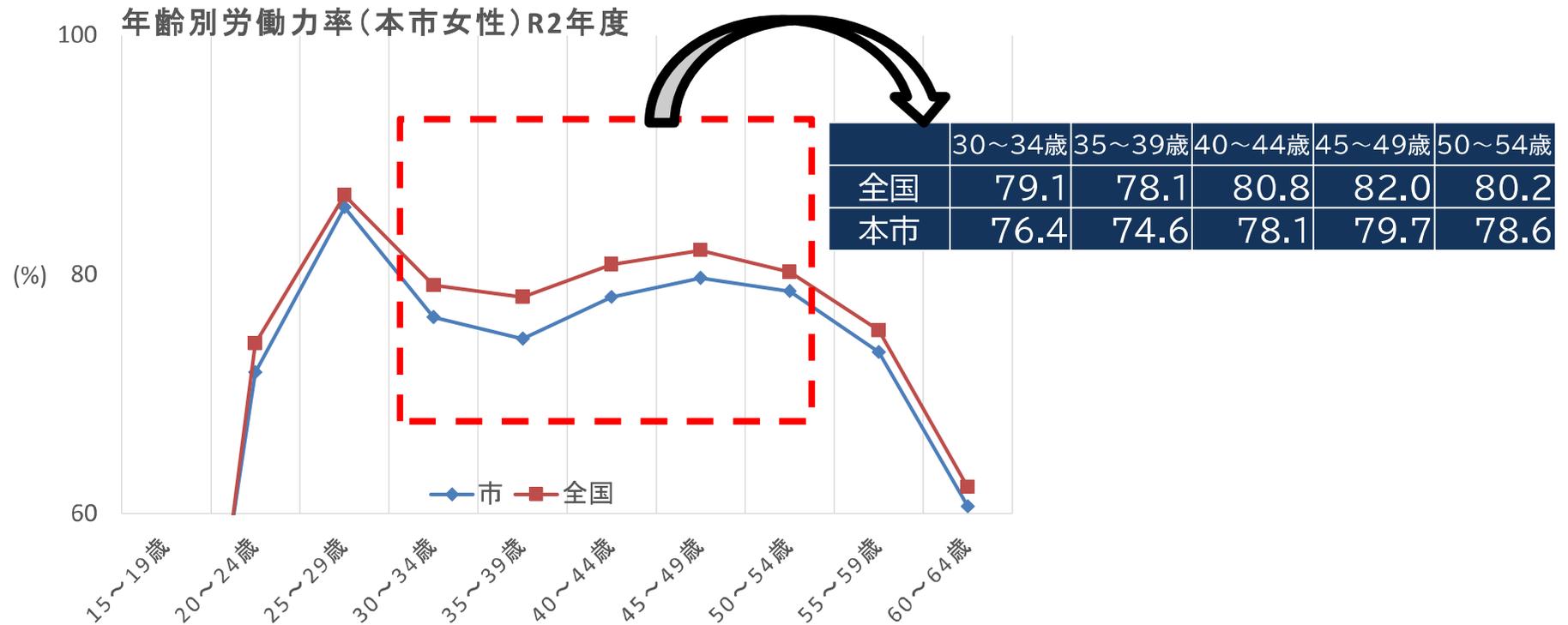
分野	指標	比較対象		
		県内市町村	指定都市	子育てしやすいまち
出生に関する指標	▲合計特殊出生率(ベース推計値)	△	△	△
	既婚割合(女性)(25~39歳)	○	○	○
	既婚割合(男性)(25~39歳)	◎	△	○
	有配偶出生率(15~49歳)	◎	△	△
	合計特殊出生率(第1子)	◎	△	△
	▲合計特殊出生率(第2子)	△	△	△
	合計特殊出生率(第3子以降)	△	○	○
分野	指標	比較対象		
男女共同参画・働き方	通勤時間(家計を主に支える者、中位数)	△	△	○
	女性労働力率(20-44歳)	○	△	○
	女性第3次産業従事者割合(20-44歳)	○	◎	○
	▲管理的職業従事者に占める女性の割合	△	△	△
	市町村議会議員に占める女性の割合	○	◎	△
	▲防災会議の構成員に占める女性の割合	△	△	△
	▲くるみん認定企業割合(資本金5千万円を超える企業数比)	△	△	△
分野	指標	比較対象		
経済・雇用	▲昼夜間人口比	△	△	△
	課税対象所得(納税義務者1人当たり)	○	△	△
	▲男女別正規雇用者比率(男性)	(参考)○	△	△
	▲男女別正規雇用者比率(女性)	(参考)○	△	△
	▲完全失業率(20-44歳)	(参考)○	△	△

(凡例) ▲:「弱み」の指標 ◎:偏差値が3pt以上高い指標 ○:平均並みの指標 △:3pt以上低い指標

1. 子育てをめぐる本市の状況

本市女性の労働力率（国勢調査）

○本市における、年齢階層ごとの女性の年齢別労働力率はいずれも**全国水準より低い**。



本市における「くるみん認定」の状況

令和6年8月末時点での全国くるみん認定件数は**4,691件**だが、
本市内企業は認定件数**ゼロ**

1. 子育てをめぐる本市の状況

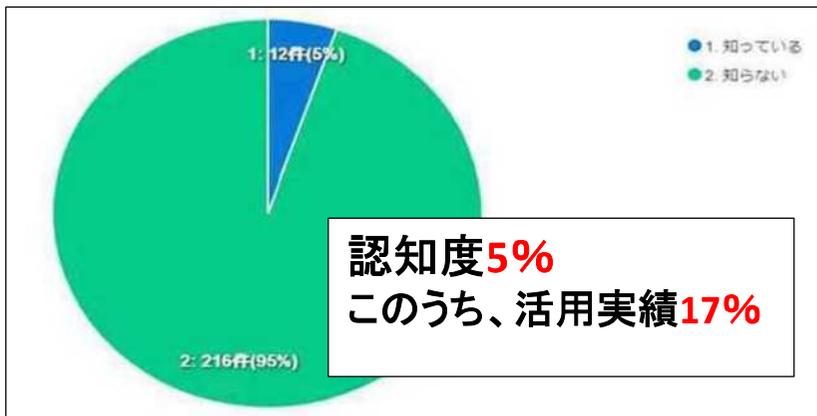
「はなたんねっと」・「子育て応援店」の認知度・活用実績

〇市では子育て世代の利便性向上と地域での応援のため、おむつ替えスペースの提供、料金の割引など、子育てを応援する特典などを受けることができる「相模原市子育て応援店」と、店舗をネット上で検索できる「はなたんねっと」を実施しているが、その**認知度・活用実績は低位にとどまる**。

<はなたんねっと>

【事業概要】

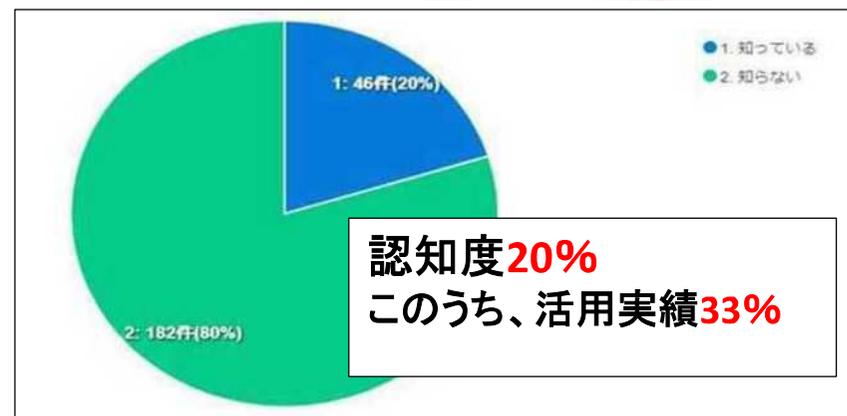
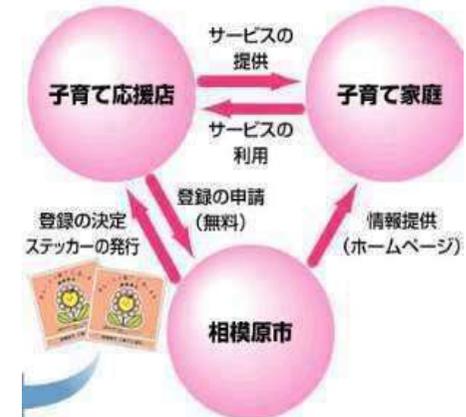
妊娠中の方や18歳未満の子どもがいる家庭を応援し、子どもを生き育てやすい環境づくりを地域社会全体で進めていく取組で、子育て応援店をネット上で検索し、地図上に表示することができる。



<子育て応援店 現在:347店舗登録>

【事業概要】

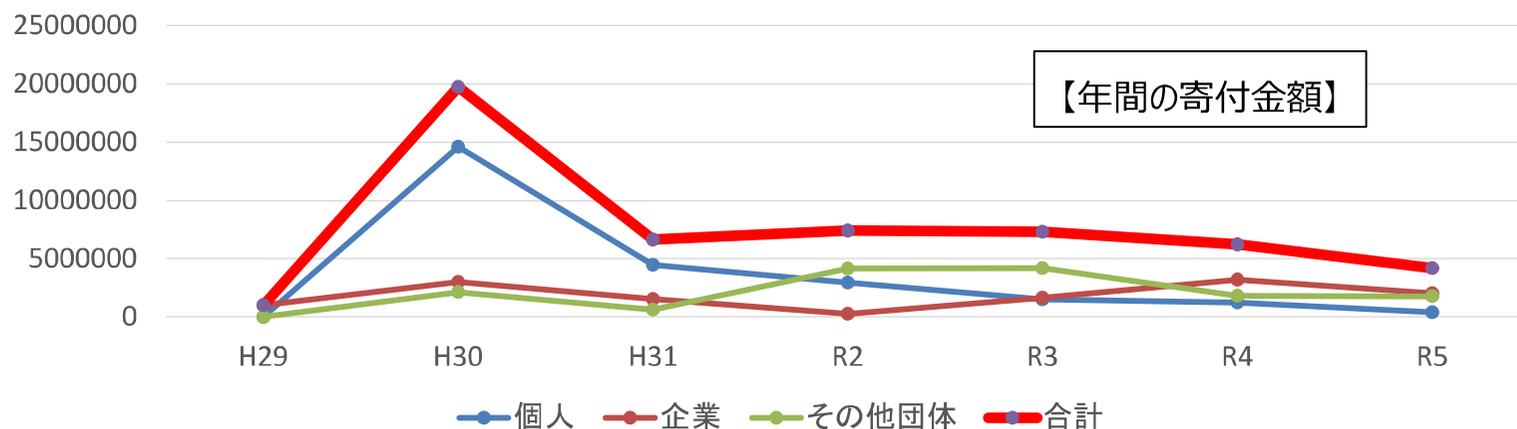
子育て応援店では、粉ミルクのお湯の提供や、授乳スペースの提供、料金の割引などを実施しており、それぞれの応援店において子育てを応援する各種サービスや特典などを受けることができる。



(参考) 子ども・若者未来基金への寄付の状況

- 子ども・若者未来基金の寄付者数は、近年、20～30件で横ばい。
- 年間の寄付金額の合計は、令和2年度をピークに減少。

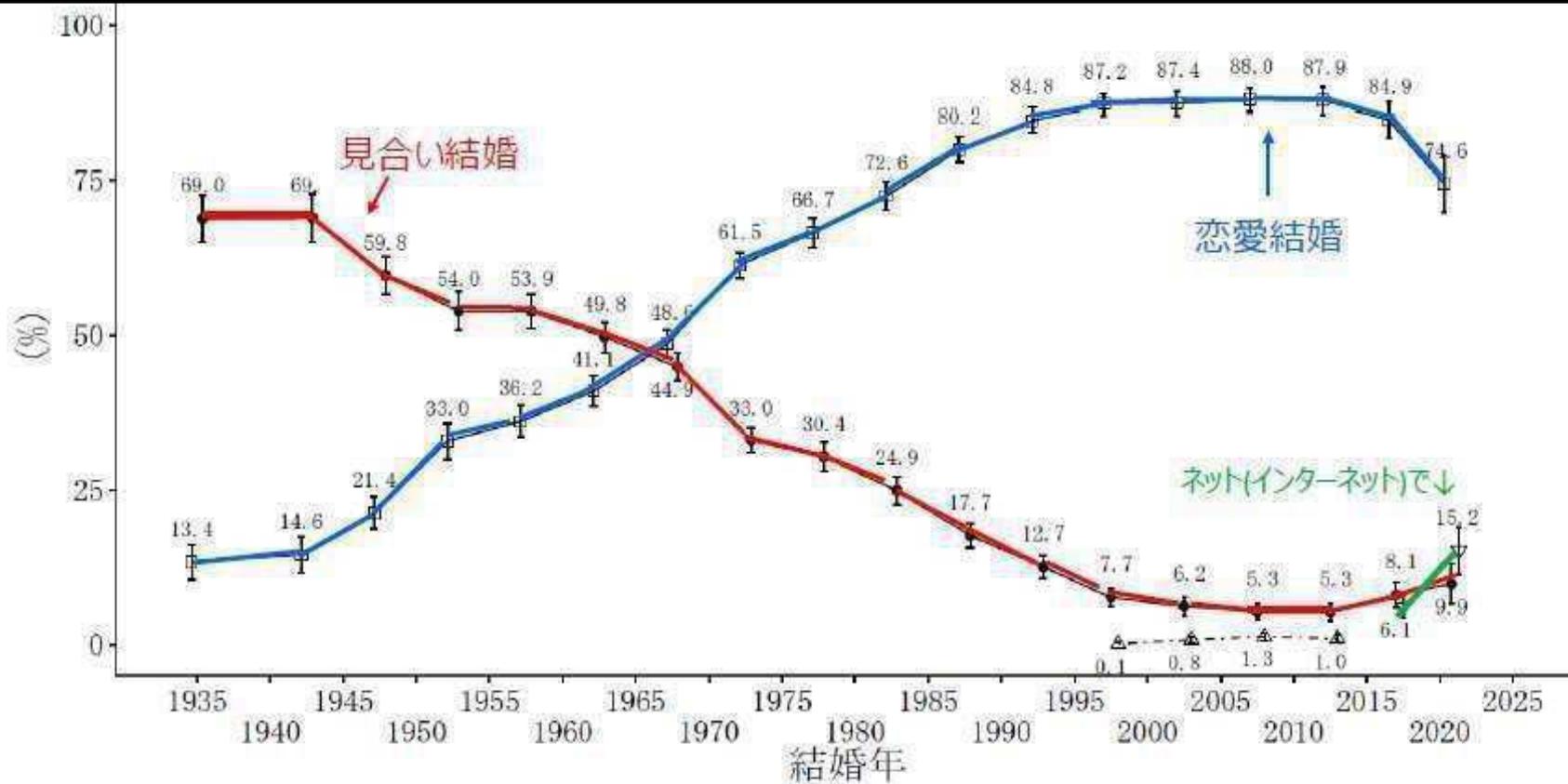
		H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
個人	寄附者数	0	9	4	14	12	10	11
	金額	0	14,609,574	4,464,302	2,958,000	1,497,471	1,224,420	375,199
企業	寄附者数	7	1	3	2	7	9	9
	金額	1,000,000	3,000,000	1,520,000	270,000	1,637,900	3,182,845	2,027,260
その他団体等	寄附者数	0	10	6	7	7	9	9
	金額	0	2,114,935	634,268	4,161,591	4,176,826	1,810,538	1,776,254
合計	寄附者数	7	20	13	23	26	28	29
	金額	1,000,000	19,724,509	6,618,570	7,389,591	7,312,197	6,217,803	4,178,713



【参考】こども家庭庁資料（見合婚、恋愛婚の推移）

こども家庭庁 見合婚、恋愛婚の推移

恋愛結婚は減少。マッチングなどネットの利用、結婚相談所などによる見合いの増加傾向



注1：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査 結果の概要」（2022年）

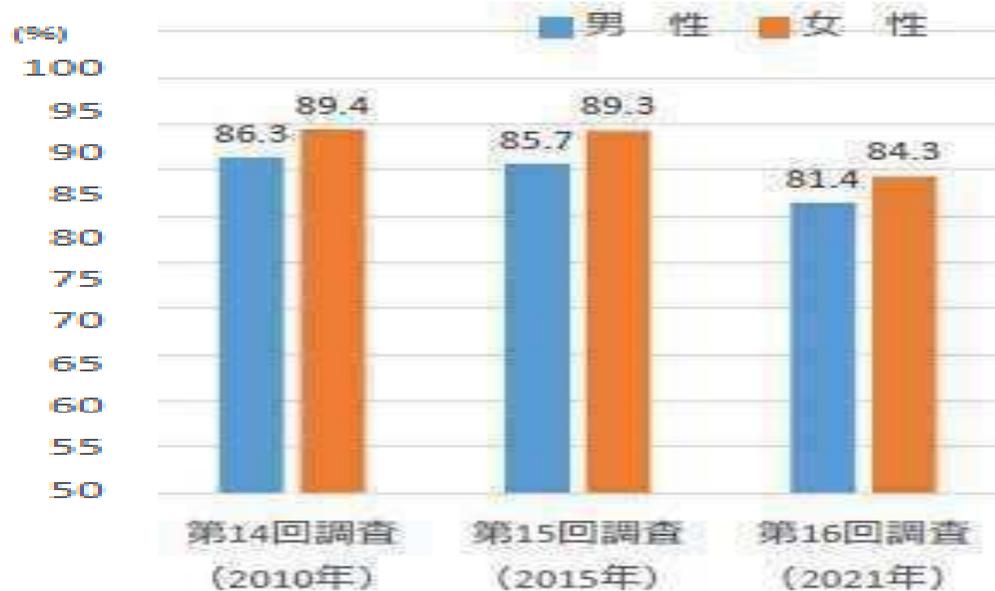
注2：「ネットで」は第16回における新規の選択肢（「（上記以外）ネット（インターネット）で」）。

回答欄の注に「SNS、ウェブサイト、アプリ等によるやりとりがきっかけで知り合った場合をさします。」と記載。

【参考】結婚に対する意識（こども家庭庁、本市）

こども家庭庁 未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合

- 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者（18歳～34歳）の割合は、9割程度で安定的に推移してきたが、最新の調査では、未婚男性は81.4%、未婚女性は84.3%となった。



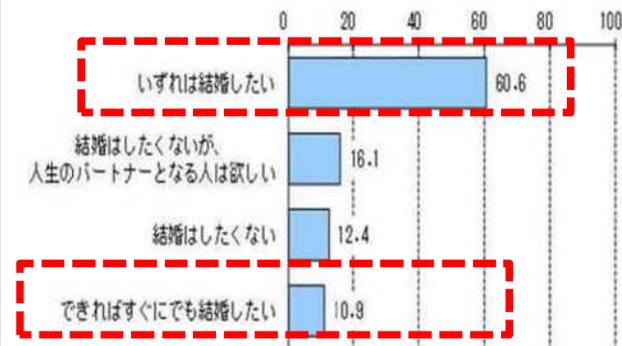
出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

※18歳～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」（1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない）について、1を回答した割合

【相模原市】

調査対象：令和5年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える方

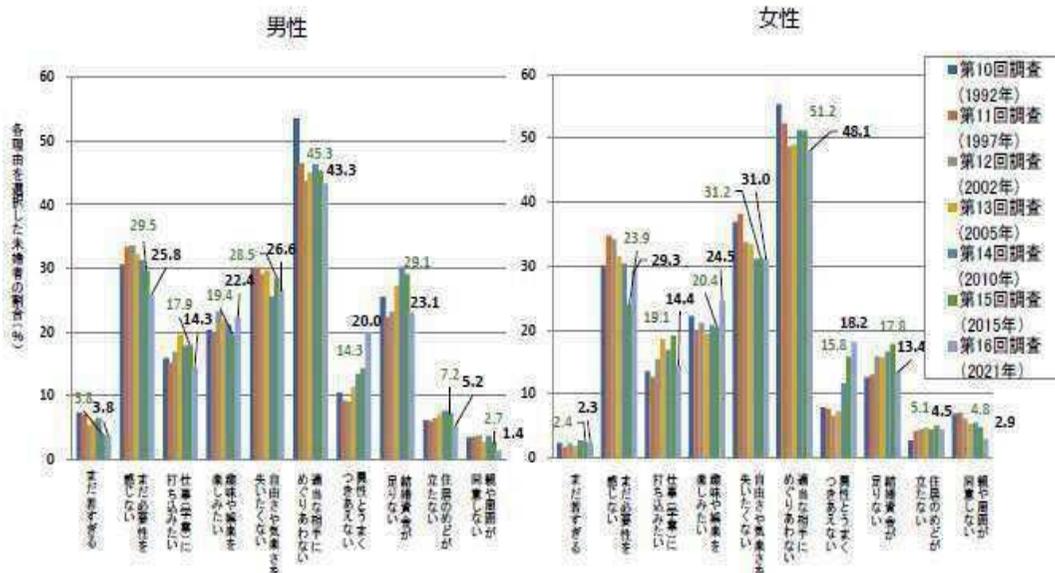
【質問】「結婚」についてどのようにお考えですか。（結婚していない人が回答対象）



「結婚」についての考えについて、結婚をしたい割合は71.5%

【参考】若者が結婚しない理由（こども家庭庁、本市）

こども家庭庁 若者が結婚しない理由



出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）
 ※対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由（3つまで選択可）としてあげているかを示す。グラフ上の数値は第16回調査の結果。

25～34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねてみると、「**適当な相手に巡り合わない**」が最も多い(男性43.3%、女性48.1%)。次いで「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」が多い。

【相模原市】

調査対象：令和5年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える方

【質問】現在、結婚していないのはどうしてですか。
 (結婚していない人が回答対象)



結婚をしていない理由について、「**適当な相手とめぐり会えないから**」が36.5%で最も多く、次いで「**収入が少ないから**」が32.8%となっている。

【参考】適当な相手にめぐり逢わない具体的内容（こども家庭庁）

こども家庭庁

適当な相手にめぐり合わない具体的内容（単一回答）

- 男女とも「そもそも身近に、自分と同世代の未婚者が少ない（いない）ため、出会いの機会がほとんどない」が最も高くなっている。
- 性別では、男性で「好きな人はいるが、相手が自分を好きになってくれず、交際に発展しない」が20～29歳で13.9%、30～39歳で14.3%と女性と比べて高くなっている。女性で「同世代の未婚者は周囲にいるが、自分が求める条件に見合う相手がいない」が20～29歳で18.6%、「結婚に結びつかないような相手（例：結婚願望のない未婚者や既婚者）ばかり好きになってしまう」が6.6%と男性と比べて高くなっている。年代別では、男女とも20～29歳で「そもそも人を好きになつたり、結婚相手として意識することが（ほとんど）ない」が30～39歳と比べて高くなっている。



資料：平成30年度少子化対策に関する意識調査（内閣府）より

さらに「平成30年度少子化対策に関する意識調査（内閣府）」の「相手方を探すために起こした行動」に関する質問に対して、男女とも、「特に何も行動を起こしていない」が最も高くなっている。

2. 少子化の進行に対する基本的な考え方

- 本市は急速な少子化に直面、わずか5年で出生数は2割減（約5,000→約4,000）。
政令指定都市中、合計特殊出生率や有配偶出生率、婚姻率などの指標や、「賑わい・生活環境」、「働き方・男女共同参画」、「経済・雇用」関連のデータはいずれも低位。
- 少子化に歯止めをかけなければ本市の経済・社会システムを維持することは難しい。
全てのこどもは本市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在だが、「子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民」は16%に留まっている。
- 少子化の進行には様々な要因が絡み合っており、国は、2030年までをラストチャンスとして、次元の異なる少子化対策を推進するとしている。
- 深刻な少子化に直面する本市としては、国の施策と市の独自施策を組み合わせる実施するとともに、子育てに関する基本理念を地域社会全体と共有し、子育て世帯を応援するという気運を高めていくことで、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指す。

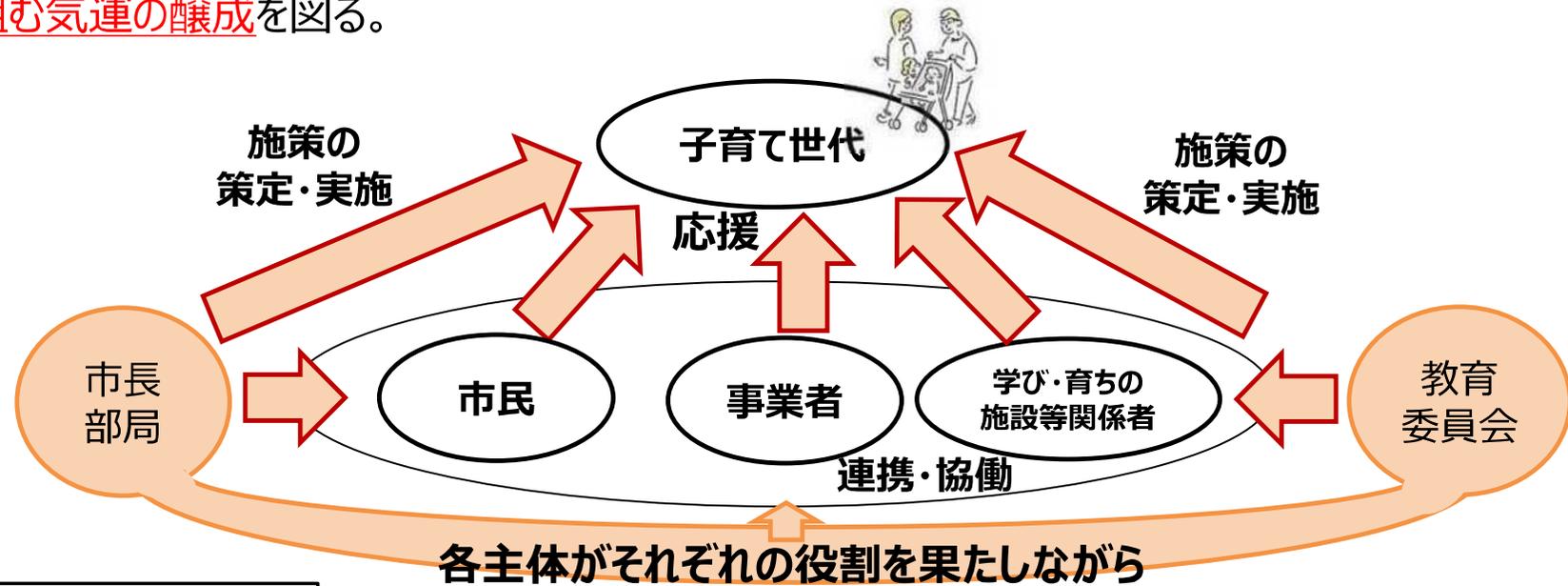


3. 条例制定の理由及び効果について

条例で定める理由

子育て応援の実効性を高めていくためには、**市（市長部局・教育委員会）**が施策を策定・実施するだけでなく、**市民や事業者、学び・育ちの施設等関係者の相互の連携及び協働が不可欠。**

本市が深刻な少子化に直面する中、市として最上位の法規である条例で**子育て応援の基本理念や、市民や事業者等の役割を掲げる**ことによって、**社会全体が一丸となって子育て応援に取り組む気運の醸成**を図る。



条例制定の効果

- 市を挙げて子育てを応援する気運の醸成。シビックプライドの向上にも資する。
- 子育て世代が子育てに対する喜びをより実感。
- 結婚、子育てを希望する市民の希望の実現。少子化対策に資する。

4. 法律に対する上乗せに当たる条項の例

	国の法令	市の条例
基本理念	<p>子ども・子育て支援法 (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び<u>子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>左記に加え、社会全体で子育て世代を応援する意識改革を行っていくため、多様な主体が相互に連携するとともに、子育て世代が<u>社会に温かく見守られ</u>、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現に向けた取組を推進することを明記。</p>

市の責務等について、子ども・子育て支援法等の法律が求めている内容に加えて上乗せ

● 市の責務

「総合的かつ具体的な施策」を策定する責務を市に課している。また、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たしながら相互の連携及び協働が図られるよう取り組むことを求めている。

● 市民の役割

子育てに関心を持ち、子育てを温かく見守り、すべての世代が共に子育て世代を応援するよう努めることを求めている。

● 事業者の役割

市が実施する子育て世代への応援に係る施策に協力するよう努めることを求めている。

● 学び・育ちの施設等関係者

学び・育ちの施設等が子どもが心豊かに主体的に生きていくための基礎的な資質、能力や創造性を育む場であることを認識し、子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたり関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めることを求める。

5. 条例制定の背景

国の動向

- 令和5年4月1日にこども家庭庁が発足。同日、こども基本法が施行され、基本理念において、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備する」ことが規定されている。
- こども大綱が令和5年12月22日に閣議決定され、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めること、こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく旨が記載されている。
- こども家庭庁は、令和6年7月19日に「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」を立ち上げ、結婚相談所や大学生等を交えて議論した。検討会では、政府の新たな婚活支援策についても議論され、同庁は2025年度の概算要求に「若者のライフデザインや出会いの支援」に関する予算を盛り込んだ。

条例の制定に伴う本市の表明

- 令和5年度の市長所信表明において、子育ての日々の不安と悩みに寄り添いながら、子育ての楽しさを感じてもらえるよう、子育て世代を応援するための条例の制定に向けて取り組むとともに、子育てを社会全体で支える取組を進める旨を表明している。
- 令和5年6月定例会議における代表質問において、市長は子育てをしている、またはこれから子どもを産みたい、育てたいという方々を応援し、子育てすることの楽しさを感じてもらえるような条例を制定する旨の答弁をしている。

子育て応援に関する他自治体の条例

神奈川県子ども・子育て支援推進条例（令和2年改正）
厚木市子ども育成条例（平成24年）
南相馬市子ども・子育て応援条例（令和4年）
大牟田市子ども・子育て応援条例（令和6年）
横浜市子ども・子育て基本条例（令和6年。令和7年4月1日施行。）

6. 条例の構成・概要

条例の趣旨

- ・経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増している
- ・安心して子育てができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められている
- ・社会全体で子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指す

1 前文

子育て世代を取り巻く現代社会の現状、求められていること、安心して子育てをすることができる社会の実現を目指す

2 目的

社会全体で子育て世代を応援する、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指す

3 定義

子ども、子育て世代、市民等の定義を定める

4 基本理念

条例の基本理念

5 市の責務

施策の策定実施、各関係者への支援・調整、条例の周知・啓発を定める

6・7・8 市民・事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割

それぞれが担う子育て世代への応援などの役割等を定める

9 施策

子育て世代を応援するための施策を実施することを定める

7. 条例の概要

1 前文

すべての子どもは相模原市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在です。結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことです。

経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増しており、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められています。特に、緑あふれる豊かな自然と生活に便利な都市機能に恵まれた相模原市は子育てに適した環境があり、この強みを生かした支援を行うことが重要です。

私たちは、市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が共に子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られ、**喜びを実感しながら**安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

<解説>

前文では、子育てを取り巻く現状、条例制定の必要性など、条例の基本的な考え方を示しています。

第1段落では、子どものことを「相模原市にとっての希望」であり、「未来を築く大切な存在」と表現し、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことと表現しています。

第2段落では、近年の子育て世代を取り巻く環境について様々な状況が厳しさを増してきていることを述べ、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められていることを述べています。

第3段落では、社会全体で子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られ、**喜びを実感しながら**安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定することを述べています。

7. 条例の概要

2 目的

この条例は、子育て世代への応援について基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割を明らかにするとともに、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目的とします。

<解説>

この条例の目的を定めています。

ここでは、「子育て世代への応援についての基本理念」、「市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割」を定め、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目指すこととしています。

7. 条例の概要

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによります。

- (1)子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいいます。
- (2)子育て世代 子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちをいいます。
- (3)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。
- (4)事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (5)学び・育ちの施設等関係者 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する市内の施設(以下「学び・育ちの施設等」といいます。)に関係する者及びこれらの施設以外において子どもの育ち、学び又は活動の支援に関係する者をいいます。

7. 条例の概要

3 定義

〈解説〉 ここでは、用語の定義を定めています。

第1号の「子ども」について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に定める子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)をいいます。

第2号の「子育て世代」について、子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちとしています。

第3号の「市民」について、市内に居住、通勤、通学のいずれかを行う人としています。

第4号の「事業者」について、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体としています。

第5号の「学び・育ちの施設等関係者」について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条1項に規定されている児童福祉施設(保育所、認定こども園など)や学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定されている学校(幼稚園、小学校など)などの施設の現場関係者や、これらの施設以外において子どもの育ち、学び又は活動の支援に関係する者などを包括的に含みます。

7. 条例の概要

4 基本理念

- 1 子育て世代の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め、これを尊重します。
- 2 子育て世代への応援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。
 - (1) 子育て世代が孤独・孤立の状態(孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第1条に規定する孤独・孤立の状態をいいます。)になることがないよう、社会全体で温かく見守り、支えることとします。
 - (2) 市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が相互に連携するとともに、子育て世代が社会に温かく見守られ、**喜びを実感しながら**安心して子育てをすることができる社会の実現に向けた取組を推進することとします。

<解説>

ここでは、子育て世代への応援についての基本理念を定めています。

第1項では、結婚や子育てが個人の価値観や意思決定に関わる事項であることを前提に、例えばこれを望まない考え方も尊重することや、様々な結婚・子育てのあり方を認め、尊重することとしています。

第2項では、子育て世代が「孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第1条」に規定する孤独・孤立の状態になることがないよう、社会全体で温かく見守り、支えることとしています。

また、子育て世代を社会全体で見守るために市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が連携し、取組を社会全体で推進することとしています。

7. 条例の概要

5 市の責務

市は、基本理念にのっとり、子育て世代及び結婚を希望する人への応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、及び実施しなければなりません。

2 市は、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たしながら相互の連携及び協働が図られるよう取り組むものとします。

3 市は、この条例について、周知及び啓発を行うものとします。

<解説>

ここでは、市(市長部局・教育委員会)が担っていく責務を定めています。

市は子育て世代を社会全体で応援していくうえで、条例の制定主体として子ども・子育て施策を行っていく責務を果たす必要があることから、市については「責務」を課しています。

第1項では、子育て世代及び結婚を希望する人への応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施するよう規定しています。

ただし、複雑な課題を抱え、より支援が必要となる場合には、市だけの対応では十分でないため、第2項で市は市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者などの連携・協働が図られるよう取り組むことを規定しています。

この条例が目指すまちを実現していくには、より多くの人々に条例の基本理念を理解し、共感し、行動してもらうことが必要であるため、第3項では周知していくことを規定しています。

7. 条例の概要

6 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、子どもは将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育てを温かく見守り、すべての世代が共に子育て世代を応援するよう努めるものとします。

<解説>

子どもにとって、家庭や学び・育ちの施設等が重要であることはもちろんですが、市民もまた、子どもの成長と深い関わりを持っています。市民が子どもに関心を持ち、子育て世代を温かく見守ることは、親子ともに安心感をもたらし、健やかな成長につながっていきます。

そのため、市民一人ひとりが子どもは将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育てを温かく見守り、すべての世代が共に子育て世代を応援することが必要であることを規定しています。

7. 条例の概要

7 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、市が実施する子育て世代への応援に係る施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自ら雇用する労働者が仕事と子育ての両立を図ることができるよう必要な労働環境の整備に努めるものとします。

<解説>

事業者は、地域の中で事業を営んでおり、地域の一員として子育てを応援する能力や社会的役割があることから、第1項において子育て世代への応援に係る施策に協力するよう努めることを規定しています。

また、事業者は保護者が働きながらも子育てができる環境を提供する点で重要な役割を担っています。このため、第2項で柔軟な働き方が可能な仕組みを整えるとともに、仕組みが実際に活用できるよう職場内の子育て家庭への理解を促進していくよう規定しています。

7. 条例の概要

8 学び・育ちの施設等関係者の役割

学び・育ちの施設等関係者は、学び・育ちの施設等が子どもが心豊かに主体的に生きていくための基礎的な資質、能力や創造性を育む場であることを認識し、子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものとします。

<解説>

学び・育ちの施設等は、総じて子どもが日常的に過ごす場であり、自分の家族以外の子ども等と生活する場でもあります。

そのため、様々な立場にある子どもが、それぞれ最大限に能力を伸ばすことができるよう施設等の現場関係者は耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりを意識し、保護者や地域住民と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものと規定しています。

7. 条例の概要

9 施策

市は、子育て世代及び結婚を希望する人を応援するため、次に掲げる施策を実施することとします。

- (1) 子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる施策
- (2) 子育てや結婚を応援する意識を育む施策
- (3) 結婚や子育ての希望をかなえるための施策
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、子育て世代を応援するために必要な施策

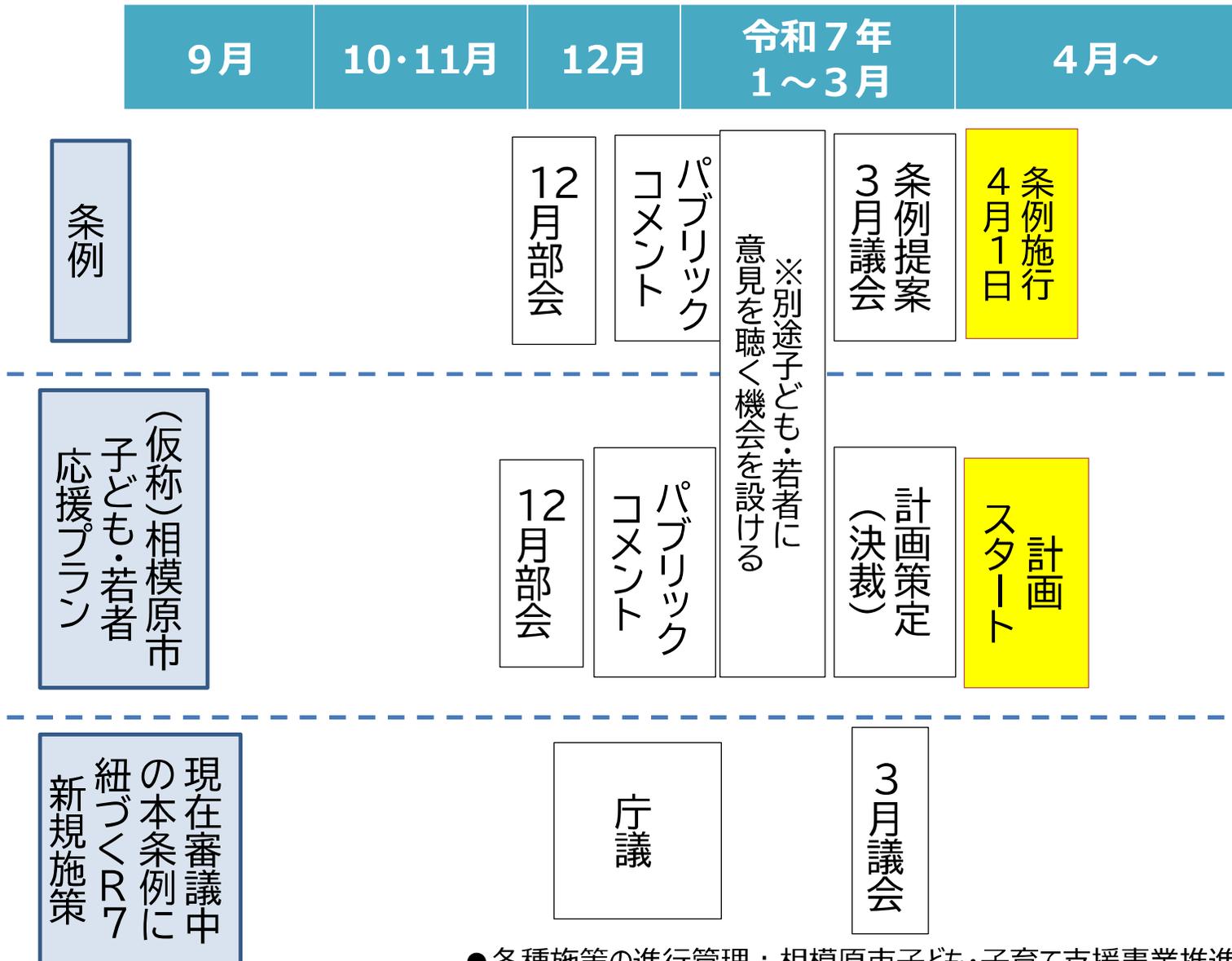
<解説>

ここでは、本市の課題である「社会全体で子育て世代を応援する意識を育むこと(子育て支援)」と「結婚の希望を叶える取組(結婚支援)」を解決するための施策を列挙しています。

第1号では、市は子どもを育てる人を対象として「子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる施策」を講じます。また、市が施策を講じるだけではなく社会全体で意識を育む必要があるため、第2号にて子育てや結婚を応援する意識を育む施策を行い、社会全体で安心して子育てができるようにしています。

第3号では、結婚や子育てを希望する人を支援するため、「結婚や子育ての希望をかなえるための施策」を実施することとしています。

8. 制定までのスケジュール



●各種施策の進行管理：相模原市子ども・子育て支援事業推進会議